

ソルベンシーⅡ 対日同等性評価に 係る市中協議等への対応の概要

一般社団法人 日本損害保険協会 国際部
(2016年3月作成)

経緯

2009年11月 (P.3~4)	第三国同等性評価の実施を公式発表(CP 78)。 「再保険」、「グループ・ソルベンシー」、「グループ監督」の3分野 の評価を実施することが示された。
2010年7月 (P.5~6)	同等性評価のスケジュール、対象国の選定理由を公式発表(CP 81)。 日本については再保険分野のみ評価対象とすることが示された。
2010年12月(P.7)	対日同等性評価を開始。
2011年8月(P.8)・ 2014年12月(P.9)	対日評価結果報告の市中協議を実施。 日本の再保険分野については概ね同等との評価。
2015年3月(P.10)	市中協議を経て確定した評価結果報告を、EIOPA*が欧州委員 会へ提出。
2015年11月 (P.10)	欧州委員会が再保険監督およびグループ・ソルベンシーに関して、 日本の保険監督制度の同等性認定を採択。
2016年3月(P.10)	日本の同等性に関する欧州議会およびEU理事会によるレビュー が完了し、正式に決定。

* 欧州連合加盟国の保険監督当局で構成される欧州保険年金監督機構(European Insurance and Occupational Pensions Authority)

第三国同等性評価(CP 78)

- 欧州における新しい保険監督制度であるソルベンシーⅡでは、ソルベンシーⅡとEEA(欧州経済領域)域外の国(第三国)の監督制度の同等性を評価することになっており、2009年11月、評価に用いる「原則」、「目的」、「指標」等に係る市中協議文書 No. 78(CP 78)が公表された。
- CP 78では、同等性評価を実施する分野として、「再保険」、「グループ・ソルベンシー(グループ単位でのソルベンシーの算出)」、「グループ監督」が示された。
- 同等性が認められた第三国は、上記3分野において規制上EU加盟国と同等の扱いが認められる。

第三国同等性評価(CP 78)

- 市中協議に際して、損保協会は以下の概要のコメントを提出した。
 - 同等性が認められなかった場合の日本所在保険会社に対する負荷を明確にすることを要請する。
 - そもそも、EUが第三国の保険監督制度について同等性評価を実施することを懸念している。
 - 同等性評価においては、「指標」で評価するのではなく、「原則」および「目的」の遵守やその他要素を含め、総合的な判断を行うことを要請する。
 - 同等性評価のプロセスについて、透明性の確保を要請する。
 - 「資産・負債の評価(パラ2.3.49等)」、「保険負債の評価(パラ2.3.50等)」、「所要資本算出に用いる信頼水準(パラ2.3.51等)」に関する記述について懸念を有しており、内容の修正を要請する。

第三国同等性評価(CP 81)

- 2010年7月、同等性評価の実施スケジュール、評価対象国およびその選出理由などを示した市中協議文書 No. 81 (CP 81) が公表された。
- CP 81は、ソルベンシーⅡ導入前に第三国同等性評価の「第一次評価」を実施することや、「第一次評価」に優先的に入る国名とその選出理由を示している。
- 選出基準として、評価対象国の保険監督制度の性質、保険市場規模、欧州保険市場にとっての重要性および当該国の協力姿勢などが挙げられている。
- それらの基準により「第一次評価」に選ばれた国は、スイス、バミューダおよび日本であるが、スイスおよびバミューダは「再保険」、「グループ・ソルベンシー」および「グループ監督」の3分野が、日本は「再保険」のみが評価対象となった。
- 「第一次評価」対象国が確定した後、実際の評価が開始され、2011年7月までに同等性評価の結果をまとめる計画が示された。

第三国同等性評価(CP 81)

- 市中協議に際して、損保協会は以下の概要のコメントを提出した。
 - CP 78に引き続き、EUが第三国の保険監督制度について同等性評価を実施することを懸念していることを表明する。
 - 仮に同等性評価を実施する場合であっても、オープンで透明性の高いプロセスが構築されることを望む。
 - 欧州市場における日本の保険会社・再保険会社の重要性を考慮すれば、日本が「第一次評価」に加わったことは当然と考える。

第三国同等性評価（評価結果）

- 2010年12月から、日本の再保険監督を対象とした同等性評価が実施された。
- 損保協会は日本の再保険市場の健全性を主張する意見を表明するとともに、来日したEIOPA代表団との面談に対応した。
- 2011年8月および2014年12月、対日同等性評価の結果報告がEIOPAから発表された。ポイントは以下のとおり（2011年8月、2014年12月ともに同様の評価結果）。
 - 同報告は、金融庁が提出した本邦保険監督規制に関する法令文書、EIOPAからの事前アンケート調査、金融庁、損保協会等との面談内容を元に作成された。
 - 日本の再保険規制に対する包括的評価として、EIOPAは「日本はソルベンシーⅡの第172条に基づく同等性評価に係わるEIOPAの手法の基準を満たしているが、一定の但し書き付きである」との見解を示した。
 - 評価は以下の6原則に基づいており、a)およびb)は「同等」、c)～e)は「概ね同等」、f)は「部分的に同等」との評価を得た。
 - a) 第三国監督当局の権限および責任
 - b) 職業上の秘密保持、情報交換、および監督上のコンバージェンスの促進
 - c) 事業の開始
 - d) ガバナンス・システムおよびディスクロージャー
 - e) 事業、経営、または適格株主の変更
 - f) ソルベンシー評価（再保険）

第三国同等性評価（評価結果）

- 評価結果に対し、損保協会は以下の概要のコメントを提出した。

＜2011年8月の評価結果に対するコメント＞

- EIOPAが、短い評価期間で日本の規制・監督制度について概ね十分な確認を行ったことに敬意を表する。その結果として日本の「再保険監督」が同等と評価された点を歓迎するとともに、最終勧告および欧州委員会による最終判断において、引続き日本の同等性が評価されることを信じている。
- 日本の同等性が認められるため、欧州の保険業界とともに、健全で競争的な再保険市場の構築に寄与し、欧州の顧客の利益に資するものと信じる。
- 加えて、「再保険監督」以外の他の2項目についても、適切な時期に、対日同等性評価が実施され、結果として同等と評価されることを期待している。
- 損保協会として最大限、評価プロセスに引き続き協力していく。

第三国同等性評価（評価結果）

＜2014年12月の評価結果に対するコメント＞

- EIOPAが、日本の規制・監督制度について概ね十分な確認を行ったことに敬意を表す。日本の「再保険監督」がソルベンシーⅡと同等と評価された点を歓迎するとともに、最終勧告および欧州委員会による最終判断において、引続き日本の同等性が評価されることを信じている。
- 包括的評価としての再保険監督の同等性は認められたものの、各原則における同等性についてはEIOPAの評価よりも高く評価されるべき部分があり、それらについては評価を修正すべきと考える。
- 日本の同等性が認められるため、欧州の保険業界とともに、健全で競争的な再保険市場の構築に寄与し、欧州の顧客の利益に資するものと信じる。
- 加えて、「再保険監督」以外の他の2項目についても、適切な時期に、対日同等性評価が実施され、結果として同等と評価されることを期待している。
- 損保協会は最大限、評価プロセスに引き続き協力していく。

第三国同等性評価（採択）

- 2015年3月、EIOPAが日本の再保険監督に関する同等性評価の最終報告を欧州委員会へ提出した。2014年12月に発表された報告が、市中協議の結果を踏まえて一部修正されたものの、6原則に係る評価を含め大部分は変更されなかった。
- 2015年11月、欧州委員会が、再保険監督およびグループ・ソルベンシーに関して、日本の保険監督制度の同等性認定を以下のとおり採択した。当該内容は、欧州議会およびEU理事会によるレビューを経て、2016年3月に正式に決定された。

再保険 - 5年間の期限付認定 (temporary equivalence)

再評価の結果により、期間後は無期限の認定か評価失効(更新しない)のいずれかとなる。評価状況によっては1年に限り期間延長の可能性がある。同等性獲得により、日本を本拠地とする保険会社と締結した再保険契約は、ソルベンシー II 指令に沿って認可を受けた保険会社と締結した再保険契約と同等に取り扱われることになる。

グループ・ソルベンシー - 10年間の期限付認定 (provisional equivalence)

再評価の結果により、期間後は無期限の認定、10年間の期限付認定の更新、評価失効のいずれかとなる。同等性獲得により、グループ内に日本の保険会社を有する、EUを本拠地とするグループは、当該グループの報告目的の連結手法として控除合算法が認可されている場合、グループ・ソルベンシー要件や適格自己資本を算出する目的で、日本の規制に応じた所要資本・利用可能資本の算出を考慮することが認められる。

第三国同等性評価（認定状況）

2016年3月時点

スイス バミューダ	3分野について無期限認定 (full)
日本	再保険: 5年間の期限付認定 (temporary) グループ・ソルベンシー: 10年間の期限付認定 (provisional)
オーストラリア ブラジル カナダ メキシコ 米国	グループ・ソルベンシー: 10年間の期限付認定 (provisional)